

お知らせ

自転車用ヘルメットの購入を補助します



問い合わせ 危機管理課交通安全・防犯担当

市では、自転車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故の防止を図るため購入補助を行います。

対象

市内在住の小学生以下の児童、65歳以上の人

補助額 購入金額の2分の1の額(限度額2,000円)
 ※100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

申請方法 危機管理課や子育て総合支援センター「ぬくぬく」に備えてある申請書(市ホームページからもダウンロード可)に必要な事項を記入し、領収書(レシート可)の写しとヘルメットの保証書の写し(保証書が無い場合は、ヘルメットの箱の写しなど、自転車用ヘルメットを購入したことが分かるもの)を添えて、郵送または直接担当へ

自転車に乗るときは、ルールを守り、ヘルメットを着用しましょう!

13歳未満の子どもは、自転車に乗る際にヘルメットを着用するよう努めなければなりません。



5月は九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間です

自転車は手軽に乗れ、便利な移動手段ですが、交通ルールを守らないと思わぬ事故につながります。一人一人が、交通ルールを守り、交通事故に遭わない、交通事故を起こさないよう注意しましょう。県内では自転車保険の加入が義務化されています。自転車事故では、高額な賠償を伴うケースが増えています。この機会に加入をご検討ください。

お知らせ

高齢者等のおでかけを支援します



問い合わせ 危機管理課交通安全・防犯担当

市では、自力で移動することが困難な高齢者等が、買い物や通院、社会参加等の外出をしやすくなるよう、路線バスまたは、タクシーの運賃の一部を補助します。

対象

- ①自力での移動が困難な市内在住の75歳以上の人
- ②自動車運転免許証を自主返納した市内在住の75歳未満の人

※②に該当する人は、免許証自主返納時1回限り(申請は返納後1年以内)です。

補助内容(いずれか1つ)

交付は1年度に1回限りです。

- ①バス乗車券等の購入費
 - ②タクシー利用補助券(500円×15枚)
- ※タクシー利用補助券の利用期限は、毎年3月31日までです。

申し込み

○直接…危機管理課、各出張所

○郵送…危機管理課

※申請書は上記または各公民館に用意しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。
 ※申請後の手続き方法が「路線バス利用補助」を希望する場合と「タクシー利用補助」を希望する場合とでは異なりますので、ご注意ください。

